機能性表示食品の届出書作成に当たっての留意事項

- 〇 食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号)、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」をまずは御熟読いただきたい。
- 届出書作成に当たって、特に留意していただきたい事項

ノ 油山音作成に当たり	、特に留息していたたさたい事項
項目	留意事項
商品名	〇届け出た機能性関与成分以外の成分を強調する用語を
	用いないこと。
	〇邦文をもって記載すること。アルファベット等につい
	ては振り仮名を付すこと。なお、アルファベット一文字
	のみ等、その読み方について消費者の誤認を与えないこ
	とが明らかな場合は、振り仮名は不要とする。
機能性関与成分名	〇食事摂取基準に基準が規定されている栄養素を含め、
	食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる成分は、対象外
	とすること。
表示しようとする機	〇科学的根拠に基づく表現の範囲を超えない表示である
能性	こと。
	〇疾病に罹患していない者(未成年者、妊産婦(妊娠を
	計画している者を含む。)、授乳婦は除く。)の健康の維持
	及び増進に役立つ旨又は適する旨を表現するものである
	こと。
	〇疾病の治療効果又は予防効果を暗示しないこと。
	〇健康の維持及び増進に役立つことについて、消費者が
	理解しやすい表現を用いること。
	○科学的根拠を説明できない限り、表示しようとする機
	能性が両方向の作用を持つ(例:下げる作用と上げる作
	用がある)表現は適切ではないこと。
	〇作用機序が明確に考察できていること。
	〇各届出資料及び表示見本の記載内容に齟齬がないこと
	(一貫した内容となっていること)。
別紙様式(I)	〇一般消費者に分かりやすい表現で記述すること。
	〇「1 (1) 安全性の評価方法」欄について、別紙様式
	(Ⅱ)及び別紙様式(Ⅱ)−1の記述内容と齟齬がないよ
	うチェックマークを付けること。
	〇「1 (3) 摂取する上での注意事項」欄について、定
	型文(「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、
	医師に相談してください。」等)は記載しないこと。(上
	記の定型文は、摂取する上での注意事項ではないため)
	〇「3(2)当該製品の機能性に関する届出者の評価」

	欄について、構造化抄録(1,000 字以内)で記述するこ
	٤.
	 ○既存情報による安全性試験の評価を行った場合、「安全
紙様式(Ⅱ)-1	世試験の実施による評価(⑥⑦)」の欄ではなく、「既存
	情報による安全性試験の評価(④⑤)」の欄に記入するこ
	情報による女主は武家の計画(もの)」の欄に記入すること。
	○「⑧医薬品との相互作用に関する評価」、「⑨機能性関
	与成分同士の相互作用」欄について、相互作用がある場
	│合は、機能性表示食品を販売することの適切性を詳細に │記載せままし
別紙様式(Ⅲ)−1	○製造所が複数ある場合は、製造所ごとに資料を作成す
	ること。
│別紙様式(Ⅲ)-3	○適切な箇所にチェックマークを付けること。
別紙様式(Ⅳ)	○添付資料について
	│ ・組織図は、届出者の組織内における健康被害情報の
	対応窓口部署の位置付けを明記すること。
	・連絡フローチャートは、行政機関(消費者庁、都道
	府県 (保健所)) への報告等、具体的に記載すること。
別紙様式(V)-1	〇適切な箇所にチェックマークを付けること。
	(例 1)
	「2. 科学的根拠【臨床試験及び研究レビュー共通事項】」
	欄について
	・主観的な指標によってのみ評価可能な機能性を表示
	していない場合は、主観的な指標によってのみ評価
	を行った場合にのみ付けるチェックマークを付ける
	必要はない。
	・最終製品を用いた評価を行っていない場合、最終製
	品を用いた評価を行った場合にのみ付けるチェック
	マークを付ける必要はない。
	(例2)
	「研究レビュー」に関する箇所について
	「サプリメント形状の加工食品の場合」、「その他加
	工食品及び生鮮食品の場合」のいずれかにチェック
	マークを付けること。
	○提出した科学的根拠に関する資料の内容と齟齬がない
	ا ع ا
	(例 1)
	・添付している論文が査読付き論文として公表されて
	いない場合は、「査読付き論文として公表されている論
	文を添付している」にチェックマークを付けない。
	(例2)
	・軽症者等が含まれたデータを使用している場合、疾

	さに田中・マンかいせるぎ ものなもりをしょと 西南
	病に罹患していない者のデータのみを対象とした研究
	レビューも併せて実施し、研究レビュー報告書及び別
	紙様式(I)に報告する。報告していないにもかかわら
	ず、「(特定保健用食品の試験方法として記載された範
	囲内で軽症者等が含まれたデータを使用している場
	合)疾病に罹患していない者のデータのみを対象とし
	た研究レビューも併せて実施し、その結果を、研究レ
	ビュー報告書に報告している」及び「(特定保健用食品
	の試験方法として記載された範囲内で軽症者等が含ま
	れたデータを使用している場合)疾病に罹患していな
	い者のデータのみを対象とした研究レビューも併せて
	実施し、その結果を、別紙様式(I)に報告している」
	にチェックマークを付けない。
別紙様式(Ⅴ)-4	○抄録だけではなく本文も記載すること。
	OPRISMA 声明に準拠した記載とすること。
	○複数の機能性を表示する場合、それぞれどの機能性に
	関する説明であるのかを分かるよう記載すること。
別紙様式 (V) -11a ⋅	〇「連続変数を指標とした場合」は別紙様式(V)-11a
11b • 12a • 12b	~13a、「リスク人数を指標とした場合」は別紙様式(Ⅴ)
別紙様式 (V) −13a・	│-11b~13bの中から、それぞれに対応した様式を選んで
13b	用いること。
別紙様式(VI)	〇定型文(「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中
	止し、医師に相談してください。」等) は、「摂取する上
	での注意事項」欄には記入しないこと。
	〇「摂取の方法」を「一日当たりの摂取目安量」ととも
	に表示する場合は、その旨が分かるよう記載すること。
別紙様式(Ⅶ)	〇自社ウェブサイトを有さないなど「情報開示するウェ
	ブサイトの URL」がない場合は、消費者庁 URL を記載す
	ること。
	〇サプリメント形状の加工食品については、「錠剤、粉末
	剤、液剤であって、その他加工食品として扱う場合はそ
	の理由」欄は記載する必要がないこと。
	〇健康増進法施行規則第 11 条第2項で定める栄養素の
	過剰な摂取につながらないとする理由を適切に記載する
	こと。
別紙様式(Ⅷ)-1	〇既存情報の収集等を行い、適切に評価すること。
表示見本	〇食品表示基準に基づき、適切に表示すること。 (例)
	○ 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に
	基づき、機能性表示食品として必要な事項を適切に表示
	すること。
	すること。 (例 1)
	ן ניקן /

	・「届出表示」等、必要な冠を表示した上で、届け出た
	内容を表示する。
	(例2)
	・届出表示と「本品は、事業者の責任において特定の
	保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消
	費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健
	用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受け
	たものではありません。」は同一面に表示する。
	〇届出表示及びその科学的根拠の範囲を超えたキャッチ
	コピーを表示しないこと。
	〇定型文(「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中
	止し、医師に相談してください。」等)は摂取する上での
	注意事項ではないこと。
その他	〇臨床試験の参加者及び研究レビューの対象研究(論文)
	の対象者は、疾病に罹患していない者(未成年者、妊産
	婦(妊娠を計画しているものを含む。)、授乳婦は除く。)
	から選定することが原則であること。